

境町「地域の教育支援体制等構築事業」謝礼支払基準  
さかいっ子未来塾（放課後・土曜学習・日本語）

（平成28年6月1日境町教育委員会教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この基準は、境町「地域の教育支援体制等構築事業」における、コーディネーター、学習支援員（以下「スタッフ」という。）に対する謝礼の支払等について、必要な事項を定めるものとする。

（謝礼の支払額）

第2条 スタッフに対する謝礼は、別表第1に定めるとおりとする。

（従事時間等）

第3条 スタッフの従事時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（出席確認等）

第4条 スタッフの従事の確認は、教育委員会が行う。

（謝礼の支払方法）

第5条 第2条の謝礼は、翌月末日までに、スタッフが指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

この基準は、平成31年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 3年 4月1日から施行する。

別表第1（謝礼の支払額）

従事者	支払額		備考
コーディネーター	放課後学習 日本語学習	1回につき 2,000円	左記の金額は、交通費、通信費を含むものとし、源泉徴収額を差し引き振り込む
	土曜学習 ・未来塾 ・日本語学びっ子	1回につき 3,000円	
※コーディネーターが学習支援員を兼務する場合には、学習支援員報酬に1勤務につき1,000円を加算する。			
学習支援員	放課後学習	1回につき 3,000円	
	日本語学習	1時間単位時間 1,500円	
	土曜学習 ・未来塾 ・日本語学びっ子	1時間単位時間 1,340円	

別表第2（従事時間等）

従事者	対応時間		従事時間数
コーディネーター	放課後学習 日本語指導	教育委員会との連絡調整により、その都度設定する ----- ※学習支援員と兼務する場合は1時間を基本とする (学習支援員勤務の30分前、勤務後30分)	2時間
	土曜学習	教育委員会との連絡調整により、その都度設定する ----- ※学習支援員と兼務する場合は1時間を基本とする (学習支援員勤務の30分前、勤務後30分)	3時間
学習支援員	放課後学習	各会場の定める活動開始時刻の30分前から活動終了時刻の30分後まで	2時間
	日本語指導	各会場の定める活動時間	必要に応じて
	土曜学習	各会場の定める活動開始時刻の30分前から活動終了時刻の30分後まで	3時間